

「おいしく食べて和歌山モール—FOR BUSINESS—」事業者登録要領

本要領は、和歌山県（以下「県」という。）が運営する「おいしく食べて和歌山モール—FOR BUSINESS—」（以下「本サービス」という。）への事業者登録について、必要な事項を定めるものとする。

1 事業者登録資格

以下のすべての要件を満たす事業者。

- (1) 県に在住する事業者又は主たる事務所を県内に置く事業者。
- (2) 県内で食品・中間加工品の生産若しくは製造業を営む事業者又は県内で生産若しくは製造された食品・中間加工食品の販売を行う事業者。
- (3) インターネット上で商談対応ができる事業者。
- (4) バイヤーに対し、責任を持った対応が迅速かつ的確にできる事業者。
- (5) 本サービスの利用に係る売上等のデータを県に提供することのできる事業者。
- (6) 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号の暴力団員等又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない事業者。
- (7) 県税等の滞納がない事業者。

2 登録できる商品

本サービスにおいて登録できる商品は、県産品のうち食品等（食品衛生法第4条1号、2号に該当するもの）に限るほか、県が特に適当と認めたものとする。

なお、以下の商品は取り扱わないものとする。

- (1) 法令等に違反する商品又は抵触するおそれのある商品。
- (2) 公序良俗に反する商品。

3 事業者登録・商品情報登録の方法

- (1) 登録希望者は、「おいしく食べて和歌山モール」内の申請フォームにより申込を行うこと。
- (2) 県は、登録申請のあった事業者情報について1及び2に基づき審査を行う。審査は合理的に必要な期間を確保した上で行い、審査基準及び審査過程は非公開とし、登録希望者はこれを了承するものとする。なお、県は、審査において事業者情報が不十分と判断した場合、必要書類等の提出を求めることができる。
- (3) 審査終了後、県は登録希望者に対し登録承認の可否を通知し、登録を承認した場合は、速やかにIDとパスワードを通知する。
- (4) 審査の結果、登録が承認されなかったとしても、県は不承認の理由を開示する義務を負わないものとする。
- (5) 登録事業者は、事業者ページに商品情報を登録する。

4 注意事項

登録事業者は以下の内容を了承するものとする。

- (1) 登録事業者は、本サービスを利用してバイヤーやその他第三者の情報を閲覧・収集することができるが、その情報の利用は、「おいしく食べて和歌山モール—FOR BUSINESS—」利用規約（以下「利用規約」という。）に基づき、本サービスの目的の範囲を超えないものに制限される。
- (2) 登録事業者は、事業者情報及び商品情報をバイヤー及びその他第三者が閲覧・収集できる事を認知し、これを承認するものとする。

- (3) 登録事業者は、事業者情報又は商品情報に変更が生じた場合は、自らの責任において追加、削除又は訂正を行い、常に最新の情報を掲載することとする。
- (4) 登録事業者は、本サービスに定める方法に従っていつでも登録を抹消することができる。なお、登録抹消後、当該事業者が登録した情報は速やかに本サービスから削除される。

5 禁止行為等

登録事業者は、利用規約第7条及び第8条に掲げる禁止行為等を熟知し、これらを行わないよう遵守すること。

6 利用制限及び登録抹消

県は、登録事業者が4の禁止行為等を行った場合、登録商品が2の(1)及び(2)に抵触すると判断した場合又は悪質と判断した場合は、事前の通知なく当該事業者の登録内容を改変若しくは削除、本サービスの全部若しくは一部の利用を制限又は登録を抹消することができる。

7 免責事項

登録事業者は、バイヤーやその他第三者との間で発生したトラブル及びクレームについては、登録事業者の責任と負担で処理するものとする。なお、その他免責事項については、利用規約第17条を適用する。

8 仕様・要領の変更

- (1) 県は、必要と認めた場合、登録事業者への予告なく本サービスの仕様及び本要領を変更することができる。
- (2) 本要領の変更後も本サービスの利用を継続する登録事業者は、変更後の要領に同意したものとみなす。

附 則

この要領は、令和3年12月21日から施行する。

この要領は、令和5年9月27日から施行する。